

山梨県公報

第五百九十三号

令和七年

九月八日

月 曜 日

目次

告 示

○指定納付受託者の指定……………四五九
○道路の供用開始(二件)……………四五九

告 示

山梨県告示第二百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 アソビュー株式会社 東京都品川区大崎一丁目十一番二号ゲートシティ大崎イーストタワー八階
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 インターネットを利用して納付する富士山寄附金
- 指定納付受託者を指定した日 令和七年八月五日
- 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - VISA
 - MasterCard
 - JCB
 - Diners Club
 - DISCOVER
 - AMERICAN EXPRESS
 - コード決済 Paypay
- 指定納付受託者の指定の期間 令和七年八月八日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年九月二十九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府山梨線	甲府市上積翠寺町字大日影 一五三番一地先から 甲府市上積翠寺町字大日影 一五四番地先まで	二五二・〇	令和七年九 月十二日

山梨県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和七年九月二十九日まで一般の縦覧に供する。

令和七年九月八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	天神平甲府線	甲府市緑が丘二丁目二四一 四番一地先から 甲府市和田町字寺の前二四 四八番五地先まで	二〇三・八	令和七年九 月二十六日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番